

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 6 号

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の 2 第 1 項中「給与条例第29条第 2 項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 9 項第 4 号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」」を「給与条例第29条第 3 項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」」に改め、同条第 2 項中「同条第 4 項中」を「同条第 3 項及び第 4 項中」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

号俸	給料月額
	円
1	180, 600
2	181, 800
3	183, 100
4	183, 300
5	183, 500
6	184, 600
7	185, 800
8	186, 900
9	188, 000

10	189,700
11	191,300
12	192,900
13	194,500
14	196,200
15	197,800
16	199,400
17	201,000
18	202,700
19	204,400
20	206,100
21	207,400
22	209,000
23	210,600
24	212,100
25	213,600
26	215,200
27	216,800
28	218,400
29	220,000
30	221,700
31	223,000
32	224,300
33	225,600
34	226,700
35	227,800
36	228,900
37	230,000
38	231,100

39	232, 200
40	233, 300
41	234, 400
42	235, 400
43	236, 400
44	237, 300
45	238, 200
46	239, 100
47	239, 900
48	240, 700
49	241, 400
50	242, 000
51	242, 600
52	243, 200
53	243, 800
54	244, 400
55	245, 000
56	245, 500
57	246, 000
58	246, 400
59	246, 700
60	247, 000
61	247, 300
62	247, 600
63	247, 900
64	248, 200
65	248, 500
66	248, 800
67	249, 100

68	249,400
69	249,700
70	250,000
71	250,300
72	250,600
73	250,900
74	251,200
75	251,500
76	251,800
77	252,100
78	252,400
79	252,700
80	253,000
81	253,300
82	253,600
83	253,900
84	254,200
85	254,500
86	254,800
87	255,100
88	255,400
89	255,700
90	256,000
91	256,300
92	256,600
93	256,900
94	257,200
95	257,500
96	257,800

97	258,100
----	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第17条の2の改正規定を除く。）は、令和6年12月1日以後に在職する職員又は在職していた職員に対して、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。